

子どものけんりニュース

第15号

2007.11.14 発行

札幌市は、未来を担う子ども一人ひとりの権利の保障が推進される社会の実現をめざし、「子どもの権利条例」の制定に向けた取組を進めています。一緒に、子どもの権利について考えましょう！！

いじめや虐待などの権利侵害に悩み苦しんでいる子どもを救済するための新たな制度を含め、条例全体について審議している「子どもの権利条例検討会議」では、第3回会議で駿河台大学法学部の吉田恒雄教授を講師に招いて、救済制度の学習会を行い、その必要性を確認しました。今後、子どもにとって利用しやすい救済制度の創設をめざし、検討を進めていきます。



これまでの検討会議のようす

第3回会議では、学習会に引き続き、市内の相談機関の状況や、救済制度に求められる機能などについて話し合いました。

また、第2回・第4回会議では、今年2月に市議会に提案した前回の条例案について、安心して生きる権利や参加する権利などの考え方、子どもの権利を保障するうえでの大人の役割、条例の内容を正しく伝えることの重要性などを話し合いました。



トピック 市政への子ども参加

～子ども議会がスタート！～

子どもたちが札幌のまちづくりについて考え、市長に提案する「子ども議会」が始まりました。

今年は、小学5年生から高校2年生までの51人が、5つの委員会にわかれて、「札幌市の財政」「環境」「いじめの解決」「農業体験の企画」「生活の安全と安心」などについて話し合っています。

提案が発表される本会議は、12月27日(木)に、市議会の議場で行われます。子ども議員の活躍にご期待ください。



【子ども議会のようす】

シリーズ 子どもの救済(第3回会議より)

～子どもの権利の侵害の特徴～

大人がしつけや指導と思っていることが、行き過ぎて虐待や体罰になる場合、大人は子どもの権利を侵害していることに気がつかないことがあります。

一方、子どもは、権利の侵害を訴える表現能力が十分ではなかったり、親や教師など頼りにする相手からの被害では訴えることをためらったりする場合があります。

このように、救済制度の検討では、子どもの権利侵害は被害が明らかになりにくいという特徴を考えなければなりません。



【第3回会議のようす】

シリーズ 子どもの救済(第3回会議より)

～なぜ子どもの救済制度が必要なのか～

子どもを権利侵害から救済するためには、相談に対してアドバイスをするだけでなく、問題が起きたあとの人間関係を調整していくことも重要です。

また、日々、成長発達している子どもにとっては、被害を解決するだけでなく、自分の力で新しい一歩を踏み出すことができるようになるための支援も必要になります。

このような子どもの権利侵害の特徴に応じた活動ができるよう、必要な機能や権限を持つ制度が求められています。



検討会議の日程や議事録などの資料は、ホームページでお知らせしています。

〒060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目大通バスセンタービル1号館3階
札幌市子ども未来局子どもの権利推進課
電話 011-211-2942 ファックス 011-211-2943
Eメール kodomo.kenri@city.sapporo.jp
ホームページ <http://www.city.sapporo.jp/kodomo/kenri/>



さっぽろ市
05-G01 07-366
19-3-113